

公 告

コンペティション方式により、鳥取県立生涯学習センター（県民ふれあい会館）（以下「県民ふれあい会館」という。）から借り受けて食堂の運営を行う事業者（以下「食堂事業者」という。）を選定するので、次のとおり公告する。

令和6年11月29日

公益財団法人鳥取県教育文化財団
県民ふれあい会館 館長 古田 嘉博

1 公募内容

(1) 件名

県民ふれあい会館食堂事業者の公募

(2) 概要

県民ふれあい会館1階の一部を食堂運營業務委託契約により借り受け、施設利用者等を対象とする食堂を運営する事業者の公募

(3) 場所

鳥取市扇町21番地 県民ふれあい会館1階

(4) 貸付期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日まで。ただし、営業準備期間として貸付時期を早めることが出来る。

(5) 施設利用料等

ア 施設利用料及び冷暖房料を徴収する。

イ 食堂運営に要する光熱水費等の諸経費は食堂事業者の負担とする。

ウ 貸付備品が故障等により使用不能となった場合、備品の修理及び更新は行わない。

2 参加資格要件

このコンペティションに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 法人等（個人経営者も含む。）の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者、又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

(3) 本件公告日から令和7年1月30日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 法人税、県民税その他の税金の滞納がないこと。

(5) 本件公告日までの過去1年間に、食品衛生法（昭和22年法律第233号）違反による行政処分を受けていない者であること。

3 参加方法

(1) 募集要項の交付

本件公告日から令和7年1月30日（木）までの間に県民ふれあい会館のホームページ（<http://fureaikaikan.jp>）から入手すること。

(2) 提案書の提出

ア 提出期間

本件公告日から令和7年1月30日（木）までの日（令和6年12月28日から令和7年1月3日まで、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、受け付けるものとする。

イ 提出場所

〒680-0846 鳥取市扇町21番地

県民ふれあい会館 総務係（担当）福田

電話 0857-21-2266 ファクシミリ 0857-21-2267 電子メール info@fureaikaikan.jp

ウ 提出方法

イの場所に持参又は送付すること。

なお、送付の場合は提出期間内に必着のこと（以下同じ）。

エ 提出書類

詳細は県民ふれあい会館食堂事業者募集要項（以下「募集要項」という。）のとおり

(ア) 県民ふれあい会館食堂事業者選定コンペティション参加申込書（様式1）

(イ) 事業・組織の概要（様式2）

(ウ) 経営企画書（様式3）

(エ) 直近過去3年間の決算書類

(オ) 登記事項証明書又は身分証明書の写し

(カ) 納税証明書

(3) 質問の受付及び回答

ア 質問受付

電子メールにより（2）のイの場所に本件公告日から令和6年12月24（火）午後5時までに電子メールで提出することとする。訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

イ 質問回答

質問への回答については、令和7年1月10日（金）までに県民ふれあい会館のホームページ（<http://fureaikaikan.jp>）においてまとめて閲覧に供する。

(4) 現地説明会の実施

ア 説明会実施日時

令和6年12月17日（火）午後1時30分から行う。

イ 申し込み方法

現地説明会への参加を希望する者は、令和6年12月16日（月）の午後5時までに、（2）のイの場所にメールで申し込みをすること。現地説明会への参加は、1団体当たり2名以内とすること。

なお、令和6年12月17日（火）の現地説明会に参加が出来ない者が、別日に下見をすることは可能である。その場合は、事前に連絡すること。（下見可能日は令和6年12月23日（月）まで）

4 審査会の設置

- （1）県民ふれあい会館は、企画提案等の順位を決定するため、県民ふれあい会館食堂事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。
- （2）審査会は、企画提案等の内容を審議し、順位を決定するものとする。
- （3）審査会は、審査委員4名で構成する。
- （4）審査に当たり、提案者によるプレゼンテーションは実施しない。

5 選定方法

- （1）審査会において、提出書類により審査し、得点を付け、得点順に順位付けを行う。
- （2）選定結果については、ホームページにおいて公表する。

6 契約の締結

5により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、食堂運営業務受託申請書及び利用料減免申請書を徴して契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、5により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

7 契約保証金

契約保証金は免除する。

8 その他

（1）提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする。

（2）参加費用

このコンペティションへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

（3）著作権の取扱い

県民ふれあい会館は提案者に対して、提案書に係る著作権の使用について一切の対価を支払わないものとする。

（4）契約の解除

契約を締結する食堂事業者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解

除することができる旨を契約書に記載するものとする。

なお、食堂事業者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に県民ふれあい会館が契約を解除するときは、食堂事業者は違約金として使用料年額に4を乗じて得た額の10分の1に相当する金額を県民ふれあい会館に支払わなければならない。

また、食堂事業者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団または暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（食堂事業者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、食堂事業者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

（5）その他

詳細は、募集要項による。